

造林事業請負契約書(案)

- 1 事業名 6年度宗谷署【稚内地区】保安林総合改良整備第1号
- 2 事業場所 宗谷森林管理署 85林班い小班外
- 3 事業量
- |           |         |
|-----------|---------|
| 下刈        | 16.94ha |
| 本数調整伐     | 15.96ha |
| 作業道修理(刈払) | 16.35km |
| 作業道路面整正   | 1.670km |
| 歩道修理(刈払)  | 0.90km  |
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から  
令和7年2月28日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額  
金 円也)  
〔注〕 ( )の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号	
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号	
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号	
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号	
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号	
×	支給材料及び貸与品	第15条	
×	前金払	10分の4以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業造林事業請負契約約款(本事業の公告日現在)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 稚内市港4丁目6番6号  
分任支出負担行為担当官  
宗谷森林管理署長

印

請負者

印

## 本数調整伐特記仕様書

1. メークマ地区の本数調整伐については、以下による他、監督職員の指示により実施すること。
2. 選木方法等は原則として「事業内訳書」による他、次の基準によること。  
ただし、現地の状況によりこれによりがたい場合は監督職員の指示によること。
  - (1) 伐採列は風向に対し垂直方向を原則とし設定すること。
  - (2) 伐採列は植栽列によるものとし、等幅での伐採はしないこと。
  - (3) 林縁列は、寒風害等の影響を考慮し伐採しないこと。
3. 搬出方法
  - (1) 搬出については、小型(0.25m<sup>3</sup>クラス以下)グラップルまたはフォワーダ(3 t積以下)を使用すること。  
ただし、機械の保有状況等によりこれによりがたい場合は監督職員と協議すること。
  - (2) 伐採木は2 m未満に切断し、林外(作業道脇等)に搬出・集積すること。
  - (3) 集積場所及びはい積サイズ等については、監督職員の指示によること。
  - (4) 残存木への負荷が大きいことから、機械による地引集材は行わないこと。  
また、機械を入れる際に、残存木の根を傷つけないように注意すること。
4. 現地には調査プロットが設定(樹脂杭等)してあり、作業の際にはプロット箇所の確認及び保全をすること。
5. その他事項及び不明の点については、監督職員の指示に従うものとする。

# 本数調整伐特記仕様書

1. 浜頓別地区の本数調整伐については、以下による他、監督職員の指示により実施すること。
2. 選木方法等は原則として「事業内訳書」による他、次の基準によること。  
ただし、現地の状況によりこれによりがたい場合は監督職員の指示によること。
  - (1) 伐採列は風向に対し垂直方向を原則とし設定すること。
  - (2) 伐採列は植栽列によるものとし、等幅での伐採はしないこと。
  - (3) 林縁列は、寒風害等の影響を考慮し伐採はしないこと。  
また、海側林縁から20mは保護帯として伐採しないこと。
  - (4) 横列伐採及び旧作業路を利用し、枝状にも伐採すること。
3. 搬出方法
  - (1) 搬出については、小型(0.25m<sup>3</sup>クラス以下)グラップルまたはフォワーダ(3 t積以下)を使用すること。  
ただし、機械の保有状況等によりこれによりがたい場合は監督職員と協議すること。
  - (2) 伐採木は2 m未満に切断し、林外(作業道脇等)に搬出・集積すること。
  - (3) 集積場所及びはい積サイズ等については、監督職員の指示によること。
  - (4) 残存木への負荷が大きいことから、機械による地引集材は行わないこと。  
また、機械を入れる際に、残存木の根を傷つけないように注意すること。
4. 現地には調査プロットが設定(樹脂杭等)してあり、作業の際にはプロット箇所の確認及び保全をすること。
5. その他事項及び不明の点については、監督職員の指示に従うものとする。













## 別紙

### 設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとします。